

令和元年度10月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年10月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所602会議室
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜
13番 本橋 与志喜 14番 新井 祥穂 15番 小林 澄子
16番 福原 浩昭 17番 町田 健

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号14番 新井 祥穂委員、16番 福原 浩昭委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下安松字西原の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて277平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権

の設定です。農地区分については水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は林二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて253平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻から借り受け、自己用住宅を建築するものです。また、本申請は渡人と受人との共有による自己用住宅を建築するため、農地法第4条の規定による許可申請も含んでおります。

申請番号3番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は300平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は934平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年11月1日から令和4年10月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,111平方メートルです。以前からの使用賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は6,018平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の11筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は11筆合わせて7,980平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年11月1日から令和4年10月31日までの3年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,124平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年11月1日から令和4年10月31日までの3年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,796平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷です。現況地目は畑で、面積は1,353平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年11月1日から令和2年10月31日までの1年間です。

以上の7件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号2番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。
申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号5番について、意見はありますか。
意見がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号6番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号7番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号7番については、全会一致により決定とします。

3 報告事項について

議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出については、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出については、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出については、13件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出については、3件の届出がありました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届については、1件の届出がありました。

以上です。

議長：以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。